

## 第3章 重点整備地区の設定

### 1.重点整備地区の設定の考え方

#### (1) 重点整備地区選定の要件

重点整備地区は、バリアフリー化を速やかにかつ効果的に実現するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)で定められる要件に該当する地区を選定することから、本市では、多数の徒歩移動が発生する「特定旅客施設」を中心として重点整備地区を選定し基本構想を策定します。

#### 【基本方針に定められる重点整備地区の要件】

##### <配置要件>

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(法第2条第1項第21号イ)

- 地区全体の面積がおおむね400ha(半径約1.1km円の圏域)未満
- 生活関連施設のうち特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること
- これらの施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること 等

##### <課題要件>

「生活関連施設および生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(法第2条第1項第21号ロ)

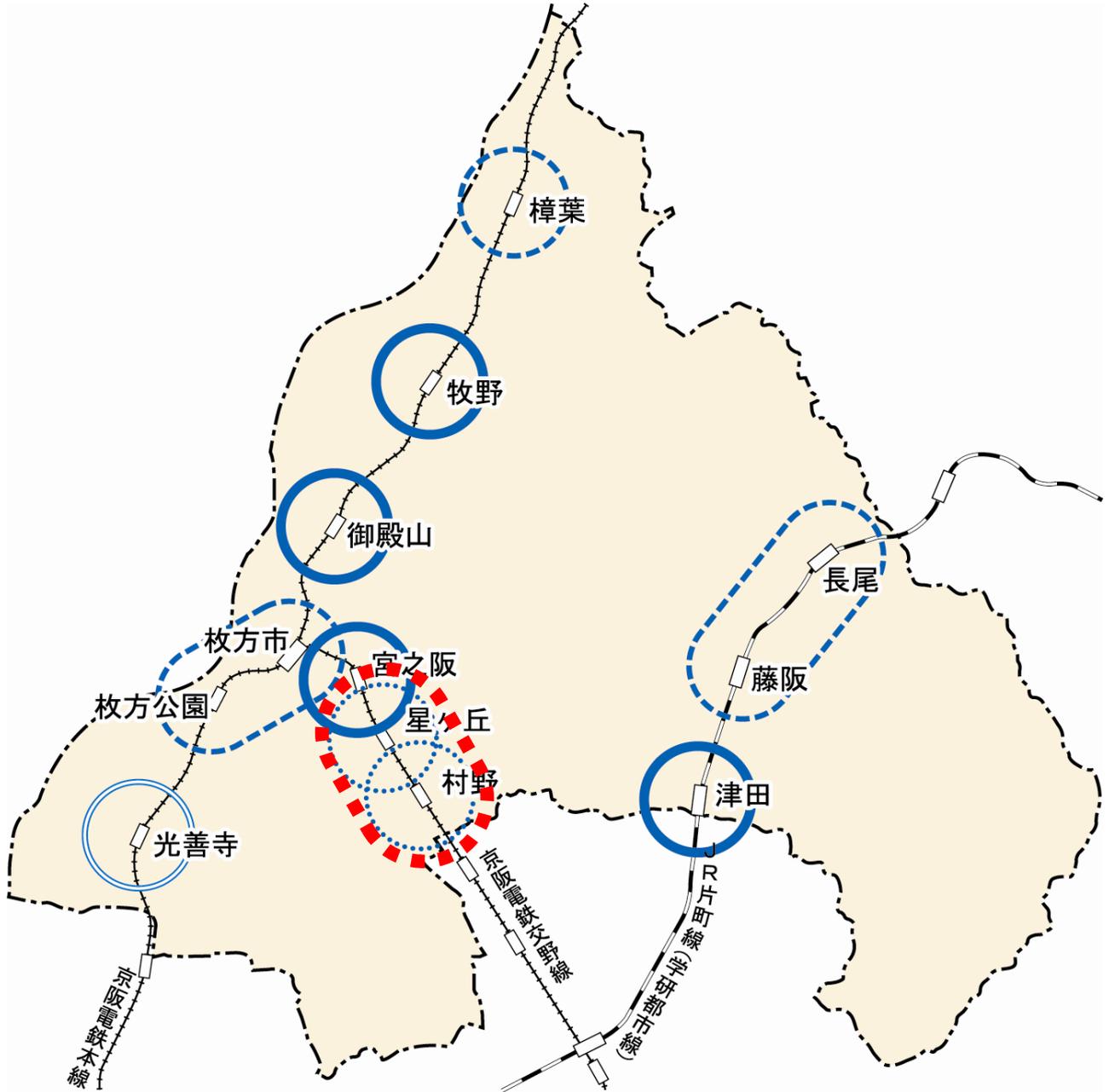
- 高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- 土地利用や諸機能の集積の実体および将来の方向性 等

##### <効果要件>

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(法第2条第1項第21号ハ)

- 勤労の場の提供や交流と社会参加、消費生活、都市が有する様々な機能の増進 等

【重点整備地区位置図】



凡 例

- 市界
- 京阪電鉄
- JR

- 枚方市バリアフリー基本構想の重点整備地区
- 枚方市交通バリアフリー基本構想の重点整備地区
- 橋上化により駅舎のバリアフリー化が完了した地区

○ 今回、バリアフリー基本構想を作成する地区

